

○富士吉田市定住促進奨励金交付要綱

平成27年 6 月30日

訓令甲第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者等が安心して生活できる住宅環境の確保を支援することで、本市への定住を促進し、もって活力ある地域づくりの推進を図るため、予算の範囲内において定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、富士吉田市補助金等交付規則（平成4年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する新たに市町村の区域内に住所を定めることをいう。
- (2) 転居 住民基本台帳法第23条に規定する一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。
- (3) 転出 住民基本台帳法第24条に規定する市町村の区域外へ住所を移すことをいう。
- (4) 空き家・空き店舗バンク 富士吉田市空き家・空き店舗バンク実施要綱（平成27年訓令甲第11号）で定める制度をいう。
- (5) 結婚等の関係 戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条に規定する婚姻の届出を行った夫婦関係（内縁関係を除く。）又は山梨県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（以下「県要綱」という。）第7条のパートナーシップ宣誓書受領証（以下「宣誓書受領証」という。）を交付された関係をいう。
- (6) 若者夫婦 結婚等の関係にある者であって、夫及び妻又は県要綱第2条のパートナーシップ（別表第1において「パートナーシップ」という。）にある2者が次のいずれかの日現在で満40歳未満であるものをいう。
 - ア 婚姻の届出をした日
 - イ 県要綱第4条のパートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）を提出

した日（以下「宣誓日」という。）

(7) 転入若者夫婦 前号で規定する若者夫婦のうち、富士吉田市以外から転入により本奨励金の交付要件となる住宅に住所を有し、かつ、夫若しくは妻のいずれか又はその両方が富士吉田市に住所を有した日の前1年間に、富士吉田市に住所を有していない夫婦をいう。

(8) 賃貸住宅 市営住宅（特定公共賃貸住宅又は地域対応活用における富士吉田市営住宅の目的外使用許可を受けた住宅を除く。）等の公的賃貸住宅若しくは社宅、官舎、寮等の給与住宅以外の一戸建て住宅又は共同住宅で、所有者との賃貸借契約により賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、当該住宅の所有者が個人の場合にあっては、所有者又はその親族が居住のために使用する部分を、法人の場合にあっては、当該法人の役員又はその親族が居住のために使用する部分を除く。

(9) Uターン者 富士吉田市の出身者で、本市に転入（本市から転出をした日から起算して当該転入をした期間が1年を超えているものに限る。）した者をいう。

(10) 新築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する「建築」のうち、増築、改築又は移転以外のもので次に掲げるいずれにも該当するものをいう。

ア 人の居住の用に供したことのないもの

イ 建築工事の完了の日から起算して1年を経過していないもの

(11) 遠距離地域 本市から概ね50キロメートル以上であって、次のアからエまでに規定する地域のいずれかに該当する地域をいう。

ア 山梨県のうち、北杜市

イ 静岡県のうち、小山町、御殿場市、裾野市を除く地域

ウ 東京都、神奈川県、埼玉県、長野県及び群馬県

エ アからウまでに規定する地域以外の地域であって、日本国内の地域

（令3訓令甲25・令6訓令甲5・一部改正）

（奨励金の種類、交付要件及び交付額）

第3条 奨励金の種類、交付要件及び交付額は、別表第1のとおりとする。

2 奨励金の交付対象者は、前項に掲げる要件のほか、次の各号に掲げる全てに該当

することとする。

- (1) 世帯の全員に市税等の滞納がないこと。
- (2) 世帯の全員が富士吉田市暴力団排除条例（平成24年条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯であること。
- (4) 世帯員に外国人を含む世帯の場合は、当該外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条第2項の規定による法務大臣の永住許可を有している者であること。
- (5) 申請しようとする奨励金について、世帯の全員に過去にこの要綱に基づく当該奨励金と同種の奨励金又は同種の補助金等の交付を受けた者及びその世帯に属していた者がいないこと。ただし、富士吉田市移住支援金（就職又は起業を要件とした場合に限る。）との併用は可能とする。

3 中古物件利用者家賃支援奨励金、遠距離通勤支援奨励金及びテレワーク支援奨励金の交付対象となる月数の算出方法は、別表第2のとおりとする。

4 奨励金の交付要件は、第1項から第3項までに掲げるもののほか市長が定めるものとする。

（令3訓令甲25・令6訓令甲5・一部改正）

（奨励金の交付申請）

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、富士吉田市定住促進奨励金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入したうえ、別表第3の左欄に掲げる奨励金の種類に応じ、同表の右欄に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する奨励金の交付申請の期限は、別表第4のとおりとする。

（令3訓令甲25・令6訓令甲5・令6訓令甲67・一部改正）

（奨励金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査して交付の可否を決定することとし、交付すると決定した者に対しては、富士吉田市定住促進奨励金交付決定通知書（様式第2号）より、交付しないと決定した者に対しては、富士吉田市定住促進奨励金交付申請却下通知書（様式第3号）により通知するもの

とする。

- 2 市長は、前項の審査にあたり、この要綱の交付要件に適合することを確認するため、居住の実態等について必要な調査を行うことができる。

(申請内容の変更)

第6条 第5条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」）が、第4条の申請内容を変更するときは、市長に申請内容の変更について申請し、その承認を得なければならない。

- 2 第4条の規定は、前項の変更の申請について準用する。

- 3 交付決定者が、第4条の規定による申請を取り下げるときは、富士吉田市定住促進奨励金交付取下げ届出書（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(令6訓令甲67・一部改正)

第7条 市長は、前第1項の規定による変更の申請及び同条第3項の規定による取下げの届出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、富士吉田市定住促進奨励金変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者へ通知するものとする。

(令6訓令甲67・追加)

(奨励金の請求)

第8条 交付決定者は、市長が指定する日まで富士吉田市定住促進奨励金請求書（様式第6号）により、奨励金を請求しなければならない。この場合において、中古物件利用者家賃支援奨励金の交付決定に係る請求については、富士吉田市定住促進奨励金に係る家賃支払確認書（様式第7号）を添付しなければならない。

(令3訓令甲25・令6訓令甲5・一部改正、令6訓令甲67・旧第7条繰下・一部改正)

(状況の調査)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、交付決定対象者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

(令6訓令甲67・旧第8条繰下)

(奨励金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、その奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、市長が必要と認めたときは、返還の請求を免除することができる。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) 誓約事項に反したとき。

(3) 市長の指示に従わないとき。

(4) その他この要綱の規定に反したとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消すときは、富士吉田市定住促進奨励金取消決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

3 前項の規定により奨励金の取り消しを受けた交付決定者が、当該奨励金を返還する場合、市長が指定する期限までに返還しなければならない。

（令3訓令甲25・令6訓令甲67・一部改正）

（譲渡及び担保の禁止）

第11条 この要綱による奨励金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この訓令甲は、平成27年7月1日から施行する。

2 この訓令甲は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに奨励金の交付決定を受けた者に係るこの訓令甲の規定は、同日後においても、なお効力を有する。

（平30訓令甲2・令3訓令甲25・令6訓令甲5・令7訓令甲4・一部改正）

附 則（平成30年訓令甲第2号）

（施行期日）

1 この訓令甲は、公布の日から施行する。

（継続申請等に関する特例）

- 2 平成30年3月31日において現に富士吉田市定住促進奨励金交付要綱（以下単に「要綱」という。）の規定により定住促進奨励金（以下単に「奨励金」という。）の交付決定を受けている者であって、同日後においても引き続き要綱で定める交付要件に該当することが見込まれるものは、要綱第3条第2項第5号の規定にかかわらず、奨励金の交付申請をすることができる。
- 3 前項の場合における奨励金の交付申請の期限は、要綱第4条第2項の規定にかかわらず、平成30年7月2日までとする。
- 4 附則第2項の交付申請により奨励金の交付決定を受けた者に対する要綱別表第2の適用については、同表中「本要綱が失効する日（以下「失効日」という。）」とあるのは「奨励金（遠距離通勤支援奨励金を除く。）が最初に交付された月から起算して36月を経過する月（以下この表において単に「36月を経過する月」という。）の末日」と、「失効日の属する月」とあるのは「36月を経過する月」と、「失効日まで」とあるのは「36月を経過する月の末日まで」と、「失効日の前」とあるのは「36月を経過する月の末日の前」と、「失効日の属する月のいずれか早い月までの月数（当該月数が24月を超える場合にあっては、24月）」とあるのは「遠距離通勤支援奨励金が最初に交付された月から起算して24月を経過する月のいずれか早い月までの月数」とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、この訓令甲の規定による奨励金の交付申請に係る手続その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則（令和3年訓令甲第25号）

（施行期日）

- 1 この訓令甲は、令和3年4月1日から施行する。
（継続申請等に関する特例）
- 2 令和3年3月31日において改正前の富士吉田市定住促進奨励金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により定住促進奨励金（以下単に「奨励金」という。）の交付決定を受けている者であって、同日後においても引き続き改正後の富士吉田市定住促進奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）で定める交付要件に該当することが見込まれるものは、新要綱第3条第2項第5号の規定にかかわらず、奨励金の交付申請をすることができる。この場合において、新婚世帯家賃支援奨励金は新

婚世帯すまい支援奨励金に、中古物件利用者家賃支援奨励金（住居）は中古物件利用者すまい支援奨励金に読み替え、旧要綱の規定により交付決定された額との差額分について交付申請することができる。

3 前項の場合における奨励金の交付申請の期限は、新要綱第4条第2項の規定にかかわらず、令和3年6月30日までとする。

4 附則第2項の交付申請により奨励金の交付決定を受けた者に対する新要綱別表第2の適用については、同表中「本要綱が失効する日（以下「失効日」という。）」とあるのは「24月を経過する月」と、「失効日の属する月」とあるのは「24月を経過する月」と、「失効日まで」とあるのは「24月を経過する月の末日まで」と、「失効日の前」とあるのは「24月を経過する月の末日の前」とする。

5 前3項に定めるもののほか、この訓令甲の規定による奨励金の交付申請に係る手続その他必要な事項については、市長が定める。

附 則（令和4年訓令甲第4号）
この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年訓令甲第5号）
この訓令甲は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年訓令甲第67号）
この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年訓令甲第4号）
この訓令甲は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

（令6訓令甲5・全改）

奨励金の種類	交付要件 （全ての要件に該当する世帯の者に限る。）	交付額	
		基本額	加算額
新婚世帯すまい支援奨励金	（1）申請日（第4条に規定する申請をした日という。以下同じ。）から起算して前1年以内において若者夫婦（再婚を含む。）であること。 （2）申請日から3年以上富士吉田市に定住する意思を有すること。	1世帯につき20万円	加算なし

	(3) 申請日から起算して前2年以内に富士吉田市内の賃貸住宅の賃貸借契約を行い、当該住宅に居住していること。 (4) 申請者は前号の賃貸借契約を行った者であること。 (5) 当該賃貸住宅を所有又は占有する者が、当該賃貸住宅に居住する若者夫婦のうちのいずれかの2親等内の血族又は直系姻族の親族でないこと。 (6) その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。		
中古物件利用者すまい支援奨励金	住居として使用する者であって、次の各号のいずれにも該当するものであること。 (1) 空き家・空き店舗バンクに登録された住宅に入居する転入世帯であること。 (2) 申請日から起算して前1年以内に富士吉田市以外から本市へ転入した者（Uターン者である場合を含む。）であること。 (3) 世帯主が当該賃貸住宅に住所を有した日現在で満50歳未満の世帯（単身世帯を含む。）であること。 (4) 申請日から3年以上富士吉田市に定住する意思を有すること。 (5) 申請者は世帯主であること。 (6) 当該賃貸住宅を所有又は占有する者が、当該賃貸住宅に居住する者の2親等内の血族又は直系姻族の親族でないこと。 (7) その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。	1世帯につき20万円	加算なし

中古物件利用者家賃支援奨励金	店舗として使用する者であって、次の各号のいずれにも該当するものであること。 (1) 空き家・空き店舗バンクに登録された店舗において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種以外の事業（小売業、飲食業、サービス業等）を営む個人事業主であること。 (2) 前号の事業を営むに当たり、申請日までに本市に住所を有すること。 (3) 第1号の業種に従事するものでないこと。 (4) 1月の家賃が2万円以上であること。 (5) 家賃を滞納していないこと。 (6) 当該賃貸借物件を所有又は占有する者が、当該賃貸借物件を利用する者の2親等内の血族又は直系姻族の親族でないこと。 (7) その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。	1店舗につき1月当たり一律2万円	加算なし
新築物件取得支援奨励金	(1) 申請日から起算して前1年以内に本市へ転入した結婚等の関係にある者であって、同居する配偶者又はパートナー（宣誓書受領証を有する者をいう。以下同じ。）を伴うもの（夫若しくは妻又はパートナーのいずれかが転入者又はUターン者であるものを含む。）にあっては、次のいずれにも該当するものであること。 ア 申請日から起算して前2年以内に住宅の新築契約を締結したこと。 イ アの購入契約締結時において、夫婦又はパートナーシップにある2者とも満50歳未満であること。	次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額 (1) 土地の購入及び建物を新築した場合 当該土地及び建物取	中学生以下の児童を扶養する世帯にあっては、10万円を加算

ウ 新築した住宅の所在する自治会に加入すること。ただし、自治会を組織していない地域に新築した場合は、この限りでない。 エ 住宅の延べ床面積が50m²以上240m²以下であること。 オ 併用住宅の場合においては、居住部分の面積が住宅の延べ床面積の1/2以上を有していること。 カ 申請者は物件の所有者であること。 キ 物件の所有権を共有している場合は、当該共有名義に係る共有者のうち1名を代表者とし、当該代表者が他の共有者の同意を得ていること。 ク その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。	得費用の1/10の額(当該金額が100万円を超える場合は100万円) (2) 建物の新築のみの場合当該不動産取得費用の1/10の額(当該金額が	
(2) 新婚世帯すまい支援奨励金又は中古物件利用者すまい支援奨励金を受けた者が属する世帯にあつては、次のいずれにも該当するものであること。 ア 申請日において新婚世帯すまい支援奨励金又は中古物件利用者すまい支援奨励金の交付決定を受けた日から5年以内であること。 イ 申請日から起算して2年以内に新築契約を締結したこと。 ウ イの新築契約締結時において、夫婦又はパートナーシップにある2者とも満50歳未満であること。 エ 新築した住宅の所在する自治会に加入す	50万円を超える場合は50万円)	

	ること。ただし、自治会を組織していない地域に新築した場合は、この限りでない。 オ 住宅の延べ床面積が50m²以上240m²以下であること。 カ 併用住宅の場合においては、居住部分の面積が住宅の延べ床面積の1／2以上を有していること。 キ 申請者は物件の所有者であること。 ク 物件の所有権を共有している場合は、当該共有名義に係る共有者のうち1名を代表者とし、当該代表者が他の共有者の同意を得ていること。 ケ その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。		
	(3) 申請日から起算して前5年以内に結婚等の関係となった者にあつては、次のいずれにも該当するものであること。 ア 申請日から起算して前2年以内に新築契約を締結したこと。 イ アの新築契約締結時において、夫婦又はパートナーシップにある2者とも満50歳未満であること。 ウ 新築した住宅の所在する自治会に加入すること。ただし、自治会を組織していない地域に新築した場合は、この限りでない。 エ 住宅の延べ床面積が50m²以上240m²以下であること。 オ 併用住宅の場合においては、居住部分の面積が住宅の延べ床面積の1／2以上を有し		

	ていること。 カ 申請者は物件の所有者であること。 キ 物件の所有権を共有している場合は、当該共有名義に係る共有者のうち1名を代表者とし、当該代表者が他の共有者の同意を得ていること。 ク その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。		
中古物件取得支援奨励金	(1) 申請日から起算して前1年以内に本市へ転入した結婚等の関係にある者であって、同居する配偶者又はパートナーを伴うもの（夫若しくは妻又はパートナーのいずれかが転入者又はUターン者であるものを含む。）にあっては、次のいずれにも該当するものであること。 ア 申請日から起算して前1年以内に中古住宅の購入契約を締結したこと。 イ アの購入契約締結時において、夫婦又はパートナーシップにある2者とも満50歳未満であること。 ウ 購入した住宅の所在する自治会に加入すること。ただし、自治会を組織していない地域に購入した場合は、この限りでない。 エ 住宅の延べ床面積が50m²以上240m²以下であること。 オ 併用住宅の場合においては、居住部分の面積が住宅の延べ床面積の1/2以上を有していること。 カ 申請者は物件の所有者であること。 キ 物件の所有権を共有している場合は、当該	当該住宅取得費用の1/10の額（当該金額が50万円を超える場合は50万円）	中学生以下の児童を扶養する世帯にあっては、10万円を加算

	共有名義に係る共有者のうち1名を代表者とし、当該代表者が他の共有者の同意を得ていること。 ク その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。		
	(2) 新婚世帯すまい支援奨励金又は中古物件利用者すまい支援奨励金を受けた者が属する世帯にあつては、次のいずれにも該当するものであること。 ア 申請日において新婚世帯すまい支援奨励金又は中古物件利用者すまい支援奨励金の交付決定を受けた日から5年以内であること。 イ 申請日から起算して前1年以内に中古住宅の購入契約を締結した者であること。 ウ イの購入契約締結時において、夫婦又はパートナーシップにある2者とも満50歳未満であること。 エ 購入した住宅の所在する自治会に加入すること。ただし、自治会を組織していない地域に購入した場合は、この限りでない。 オ 住宅の延べ床面積が50m²以上240m²以下であること。 カ 併用住宅の場合においては、居住部分の面積が住宅の延べ床面積の1／2以上を有していること。 キ 申請者は物件の所有者であること。 ク 物件の所有権を共有している場合は、当該共有名義に係る共有者のうち1名を代表者		

	とし、当該代表者が他の共有者の同意を得ていること。 ケ その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。		
	(3) 申請日から起算して前5年以内に結婚等の関係となった者であって、次のいずれにも該当するものであること。 ア 申請日から起算して前1年以内に中古住宅の購入契約を締結した者であること。 イ アの購入契約締結時において、夫婦又はパートナーシップにある2者とも満50歳未満であること。 ウ 購入した住宅の所在する自治会に加入すること。ただし、自治会を組織していない地域に購入した場合は、この限りでない。 エ 住宅の延べ床面積が50m²以上240m²以下であること。 オ 併用住宅の場合においては、居住部分の面積が住宅の延べ床面積の1/2以上を有していること。 カ 申請者は物件の所有者であること。 キ 物件の所有権を共有している場合は、当該共有名義に係る共有者のうち1名を代表者とし、当該代表者が他の共有者の同意を得ていること。 ク その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。		
遠距離 通勤支	(1) 申請日から起算して1年以内に本市に転入した者であって、次のいずれにも該当するも	1世帯につき1月当た	加算なし

援奨励金	のであること。 ア 申請時に50歳未満であること。 イ 遠距離地域に事務所又は事業所を有する企業（以下「事業所等」という。）に月10日以上勤務すること。 ウ その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。 (2) 申請日の属する年度の前年度に遠距離通勤支援奨励金の交付決定を受けた者にあつては、次のいずれにも該当するものであること。 ア 事業所等に月10日以上勤務すること。 イ その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。	り 1 万円	
テレワーク支援奨励金	(1) 申請日から起算して1年以内に本市に転入した者であつて、次の各号のいずれにも該当するものであること。 ア 申請時に50歳未満であること。 イ 遠距離地域の事業所等に所属し、テレワーク勤務すること。 ウ 当該事業所等への通勤が月10日未満であること。 エ その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。 (2) 申請日の属する年度の前年度にテレワーク支援奨励金の交付決定を受けた者にあつては、次のいずれにも該当するものであること。 ア 遠距離地域の事業所等に所属し、テレワーク勤務すること。 イ 当該事業所等への通勤が月10日未満であ	1 世帯につき 1 月当たり 1 万円	加算なし

	ること。 ウ その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。		
中古物件改修支援奨励金	(1) 住居として使用する者にあつては、次のいずれにも該当するものであること。 ア 請求日から起算して1年以内に本市に転入したこと。 イ 空き家・空き店舗バンクに登録された物件を改修し入居すること。 ウ 当該賃貸物件を所有又は占有する者が、当該賃貸借物件を利用する者の2親等内の血族又は直系姻族の親族でないこと。 エ その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。	当該住宅改修費用の1／2の額（当該金額が50万円を超える場合は、50万円）	加算なし
	(2) 店舗として使用する者にあつては、次のいずれにも該当するものであること。 ア 本市の住民基本台帳に登録されていること又は本市に転入すること。 イ 空き家・空き店舗バンクに登録された物件を改修し利用すること。 ウ 当該賃貸物件を所有又は占有する者が、当該賃貸借物件を利用する者の2親等内の血族又は直系姻族の親族でないこと。 エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する業種に従事するものでないこと。 オ その他市長が特に必要と認めた事項について遵守すること。		

備考

- 1 新築物件取得支援奨励金において、「新築契約を締結」とは、当該支援金の交付対象となる新築住宅の購入のために、当該支援金の交付対象となる世帯主が、不動産会社又は宅地建物取引業者等と売買又は請負契約を締結することをいう。この場合において、新築契約の締結が成立した日は、売買契約書に掲げる売買契約締結日、請負契約書に掲げる請負契約日その他当該新築住宅の売買契約が成立したと認められる日とする（以下「新築契約日」という。）。
- 2 新築物件取得支援奨励金において、土地取得費用として、奨励金の算定基礎とすることができる土地は、当該支援金の交付対象となる住宅を新築するために購入した土地であって、新築契約日から起算して前2年以内に取得した土地であること。この場合において、土地の取得日は、土地の売買契約書に掲げる売買契約締結日、所有権移転登記日、又はその他売買が成立したと認められる日とする。
- 3 中古物件取得支援奨励金において、「購入契約を締結」とは、当該支援金の交付対象となる中古住宅の購入のために、当該支援金の交付対象となる世帯主が、不動産会社又は宅地建物取引業者等と売買契約等を締結することをいう。この場合において、購入契約の締結が成立した日は、売買契約書に掲げる売買契約締結日その他当該中古住宅の売買契約が成立したと認められる日とする。
- 4 奨励金の種類が異なるものについては、併用して申請することができる。ただし、テレワーク支援奨励金と遠距離通勤支援奨励金は、併用して申請することができない。
- 5 中古物件利用者家賃支援奨励金、遠距離通勤支援奨励金及びテレワーク支援奨励金については、最初に交付対象となった月から起算して24月に達するまで奨励金の交付申請をすることができる。
- 6 中古物件改修支援奨励金において、当該物件の改修を複数回実施した場合における当該奨励金の受給資格は、1回目の改修費用についてのみ有し、2回目以降の改修費用については、受給資格を有さないものとする。

別表第2（第3条関係）

（令6訓令甲5・全改）

奨励金の種類	交付対象月数
--------	--------

中古物件利用者家賃支援奨励金（店舗として使用する者に限る。）	中古物件利用者家賃支援奨励金の交付申請の属する月から、当該申請をした年度の３月末日までの月数。ただし、最初に支給対象となった月から起算して24月以内とする。
遠距離通勤支援奨励金	遠距離通勤支援奨励金の交付申請の属する月から、当該申請をした年度の３月末日までの月数。ただし、最初に支給対象となった月から起算して24月以内とする。
テレワーク支援奨励金	テレワーク支援奨励金の交付申請の属する月から、当該申請をした年度の３月末日までの月数。ただし、最初に支給対象となった月から起算して24月以内とする。

備考 中古物件利用者家賃支援奨励金、遠距離通勤支援奨励金又はテレワーク支援奨励金を受給している者が、第３条に規定する交付要件を満たすことができなくなった場合における当該奨励金の交付対象月数は、この表により算出された支給開始月から当該事由が発生した日の属する月の前の月までの月数とする。

別表第３（第４条関係）

（令６訓令甲５・全改、令６訓令甲67・一部改正）

奨励金の種類	添付書類
新婚世帯すまい支援奨励金	(1) 新婚世帯すまい支援奨励金交付審査調書（様式第９号） (2) 富士吉田市定住促進奨励金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第10号） (3) 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書（様式第11号） (4) その他市長が必要と認める書類
中古物件利用者すまい支援奨励金	(1) 中古物件利用者すまい支援奨励金交付審査調書（様式第12号） (2) 富士吉田市定住促進奨励金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第10号） (3) 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書（様式第11号） (4) その他市長が必要と認める書類
中古物件利用者家賃支援奨励金	(1) 中古物件利用者家賃支援奨励金交付審査調書（様式第13号）

貸支援奨励金	(2) 富士吉田市定住促進奨励金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第10号） (3) 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書（様式第11号） (4) 中古物件取得支援奨励金事業計画書（様式第14号） (5) その他市長が必要と認める書類
新築物件取得支援奨励金	(1) 物件取得支援奨励金交付審査調書（様式第15号） (2) 富士吉田市定住促進奨励金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第10号） (3) 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書（様式第11号） (4) 物件取得支援奨励金に係る共有名義者同意書（様式第16号） （所有権を共有している場合のみ） (5) その他市長が必要と認める書類
中古物件取得支援奨励金	(1) 物件取得支援奨励金交付審査調書（様式第15号） (2) 富士吉田市定住促進奨励金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第10号） (3) 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書（様式第11号） (4) 物件取得支援奨励金に係る共有名義者同意書（様式第16号） （所有権を共有している場合のみ） (5) その他市長が必要と認める書類
遠距離通勤支援奨励金	(1) 遠距離通勤支援奨励金交付審査調書（様式第17号） (2) 富士吉田市定住促進奨励金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第10号） (3) 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書（様式第11号） (4) 在職証明書兼勤務状況証明書（様式第18号） (5) その他市長が必要と認める書類
テレワーク支援奨励金	(1) テレワーク支援奨励金交付審査調書（様式第19号） (2) 富士吉田市定住促進奨励金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第10号） (3) 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書（様式第11号）

	(4) 在職証明書兼テレワーク勤務証明書（様式第20号） (5) その他市長が必要と認める書類
中古物件改修支援 奨励金	(1) 物件改修支援奨励金交付審査調書（様式第21号） (2) 富士吉田市定住促進奨励金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第10号） (3) 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書（様式第11号） (4) 物件改修支援奨励金に係る物件所有者同意書（様式第22号） （自己所有物件でない場合） (5) その他市長が必要と認める書類

別表第4（第4条関係）

（令3訓令甲25・全改、令6訓令甲5・一部改正）

奨励金の種類	交付申請の期限
新婚世帯すまい支援奨励金	婚姻届の提出日、宣誓日又は世帯主及び世帯員のうち最後に当該奨励金の交付対象住宅に住所を有することとなった者の住定日のいずれか遅い日から1年以内
中古物件利用者すまい支援奨励金	世帯主及び世帯員のうち最後に当該奨励金の交付対象住宅に住所を有することとなった者の住定日のいずれか遅い日から1年以内
中古物件利用者家賃支援奨励金（店舗として使用する者に限る。）	本市に住所を有した日又は事業開業日のいずれか遅い日から1年以内とし、2回目以降の交付申請は、毎年度4月末日（当日が富士吉田市の休日を定める条例（平成元年条例第2号）第1条第1項の市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日の直後の市の休日でない日）
新築物件取得支援奨励金	世帯主及び世帯員のうち最後に当該奨励金の交付対象住宅に住所を有することとなった者の住定日から1年以内
中古物件取得支援奨励金	世帯主及び世帯員のうち最後に当該奨励金の交付対象住宅に住所を有することとなった者の住定日から1年以内
遠距離通勤支援奨励金	遠距離通勤支援奨励金の支給対象者が遠距離通勤を開始した日又は本市の住民基本台帳への登録日から1年以内とし、

	2回目以降の交付申請は、毎年度4月末日（当日が市の休日に当たるときは、その日の直後の市の休日でない日）
テレワーク支援奨励金	テレワーク支援奨励金の支給対象者がテレワーク勤務を開始した日又は本市の住民基本台帳に登録された日から1年以内とし、2回目以降の交付申請は、毎年度4月末日（当日が市の休日に当たるときは、その日の直後の市の休日でない日）
中古物件改修支援奨励金	改修工事を開始しようとする日

備考 この表の規定にかかわらず、中古物件利用者すまい支援奨励金を受給した世帯が、住所を移さず、当該中古住宅を取得する場合における中古物件取得支援奨励金の交付申請の期限は、当該中古住宅の賃貸借契約が満了する日又は購入契約日のうちいずれか遅い日から1年以内とする。